第二十六条を第二十二条とする。

第二十七条の見出しを「（国際地域課の所掌事務）」に改め、同条中「国際協力課」を「国際地域課」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　二国間の経済上の連携に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。

第二十七条第三号中「国際技術協力その他の」及び「（経済協力開発機構に関するものを除く。）」を削り、「こと」の下に「（前条第一号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　農林水産省の所掌に係る国際関係事務を行うために必要な調査に関すること。

第二十七条を第二十三条とし、第二十八条から第三十一条までを四条ずつ繰り上げる。

第三十二条の見出しを「（調整・監察課の所掌事務）」に改め、同条中「調整課」を「調整・監察課」に改め、同条第五号中「検査部」を「検査・監察部」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　農林水産省の行政の監察に関すること。

六　農林水産省の所掌に係る会計の監査に関すること。

第三十二条を第二十八条とし、第三十三条を第二十九条とする。

第三十四条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「及び消費者情報官一人」を削り、「消費・安全政策課」を「消費者行政課」に、「表示・規格課」を「食品安全政策課」に改め、第一章第二節第三款第二目中同条を第三十条とする。

第三十五条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（消費者行政課の所掌事務）

第三十二条　消費者行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

二　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。

三　農林水産省の所掌事務に係る物資の表示に関する事務の総括に関すること。

四　日本農林規格に関すること（食料産業局の所掌に属するものを除く。）。

五　食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関することを除く。）。

六　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

七　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

八　農産物検査法の規定による農産物の検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

九　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関すること（畜水産安全管理課の所掌に属するものを除く。）。

十　消費・安全局の所掌事務に関する消費者その他の関係者との情報及び意見の交換に関すること。

十一　健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関すること。

第三十六条の見出しを「（食品安全政策課の所掌事務）」に改め、同条中「消費・安全政策課」を「食品安全政策課」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同条を第三十三条とする。

第三十七条を削り、第三十八条を第三十四条とし、第三十九条から第四十一条までを四条ずつ繰り上げる。

第四十二条を削る。

第四十三条中「七課」を「九課」に、「新事業創出課」を「輸出促進課　産業連携課　知的財産課」に、「食品小売サービス課」を「食品流通課」に、「食品製造卸売課」を「食品製造課」に改め、「食文化・市場開拓課」を「食文化・市場開拓課」に、第一章第二節第三款第三目中同条を第三十八条とする。

第四十四条を第三十九条とする。

第四十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、同条を第四十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（食文化・市場開拓課の所掌事務）

第四十一条　食文化・市場開拓課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る物資の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

三　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

四　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の施行に関すること。

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の合理化に関すること。

六　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）を営む中小企業の育成及び発展に関すること。

七　前二号に掲げるもののほか、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

八　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること。

（輸出促進課の所掌事務）

第四十二条　輸出促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

（産業連携課の所掌事務）

第四十三条　産業連携課は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産業又は食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に関する事務をつかさどる。

第四十六条の見出しを「（知的財産課の所掌事務）」に改め、同条中「新事業創出課」を「知的財産課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

六　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関すること。

第四十六条を第四十四条とする。

第四十七条を削り、第四十五条とする。